

# 宮城県内河川の さけ密漁防止に関して

→増殖河川に放流されたさけ稚魚は約3年～5年後、産卵のため、生まれた川に帰ってきます。

**河川でさけを獲ることは、水産資源保護法  
並びに宮城県内水面漁業調整規則により、禁止されています。**

## さけます増殖事業について

200海里漁業規制等新海洋法体制の定着化や周辺水域の資源状態の悪化や近年では地球温暖化の影響等により、海況の変化によって漁業を取り巻く環境は、年々厳しくなっています。

宮城県では、さけ資源を維持するため、県内の9水系さけます増殖協会では、各水系内の市町並びに漁業団体と16ヶ所のふ化場（令和元年現在）から、さけ稚魚を放流しています。

河川に回帰する親さけや放流したさけ稚魚を保護するため、様々な禁止・制限措置があります。

## 主な禁止条項と罰則

### ※内水面におけるさけの採捕禁止

水産資源保護法第25条の規程により、内水面において、宮城県知事の許可を受けなければサケを採捕出来ません。これに違反した場合、同法第37条により、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処せられます。

### ※河口付近における採捕の制限

宮城県漁業調整規則第43条により、気仙沼大川は河口中央から西南400mの点を中心として半径1,000m以内の海域、津谷川、八幡川、水尻川、北上川、追波川、大原川、いがの川、後川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川河口中央から半径1,000m以内の海域を9月1日から12月31日までの期間サケの採捕を禁止しています。また、同規則37条により海面では全長20cm以下のサケの採捕も禁止されています。違反した場合には6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金またはこれを併科されます。



**以上のことから、河川  
でさけを獲ることは犯  
罪となります！！**



## 守り育てよう 宮城のサケ・マス

- ・産卵のため、川に帰ってきた親さけの密漁を防止しましょう。
- ・放流されたさけ稚魚を守りましょう。
- ・河川環境保全のため、川の豊かで美しい自然を守りましょう。

ご協力をお願いいたします。



当協会では、主な河川に密漁防止看板を設置しています。みなさん、さけ密漁防止に協力下さい！！

